

新宿区災害時居住支援助成要綱

19 新都住居第1093号

平成20年3月27日

改正 平成20年10月10日20新都住居第853号

改正 平成21年 2月12日20新都住居第980号

改正 平成22年 9月30日22新都住居第624号

改正 平成26年 8月22日26新都住居第598号

改正 平成30年3月30日29新都住居第1342号

改正 令和 7年3月11日 6新都住居第1717号

(目的)

第1条 この要綱は、火災その他の災害（地震による災害を除く。以下「災害」という。）により新宿区の区域内（以下「区内」という。）の当該住宅に引続き居住することが困難となった世帯に対し、被災後に一時的に居住するための住宅確保に要する経済的支援を行い、早期の生活再生を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 火災 火災のほか消火のため水をかぶり居住できない状況を含む。
- (2) その他の災害 水害による床上浸水等。
- (3) 一時的な居住先 賃貸住宅、又はホテル、旅館等の一時宿泊施設。但し、公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅・官舎等の給与住宅、合宿所等及び2親等以内の親族が所有する住宅を除く。
- (4) 住宅確保に要した費用 一時的な居住先の家賃又は宿泊料。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、次に掲げる要件をすべて備えている世帯とする。

- (1) 区内にある自らの住居に居住することが災害により困難となったこと。
- (2) 災害の発生の日から30日以内に区内に一時的な居住先を確保したこと。
- (3) 災害（当該災害の発生の日から40日を経過していないものに限る）の事実をり災証明書等で証明できること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく扶助を受けていないこと。
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
- (6) 助成対象となる一時的居住先に係る礼金相当分、仲介手数料相当分及び家賃相当分について、新宿区多世代近居同居助成制度、新宿区次世代育成転居助成制度、新宿区民間賃貸住宅家賃助

成制度及び新宿区転入転居助成制度のいずれかによる助成決定を受けていないこと。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる要件以外の要件を定めることができる。

(助成の額及び期間)

第4条 次の各号により算出された額を助成額とする。

(1) 単身世帯

助成額は入居一日当たり5,000円とする。ただし、次のアからウに掲げる額の合計額を上限として百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ア 一日当たりの家賃または宿泊料。

イ 一日当たりの管理費、共益費。

ウ 一日当たりの礼金、仲介手数料。

(2) 複数世帯

助成額は入居一日当たり6,000円とする。ただし、前号のアからウに掲げる額の合計額を上限として百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成期間は災害発生から90日までの期間を対象とし、60日間を限度に助成する。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする世帯の代表者は災害の発生の日から40日以内に災害時居住支援助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 建物賃貸借契約書等、一時的な居住先に居住している事実を証する書類

(2) 被災証明書等、被災の事実を証する書類

(3) その他区長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第6条 区長は、前条に規定する助成申請があったときは、第3条第1項各号に掲げる要件に該当するか否かを審査し、助成金の交付の可否について決定し、災害時居住支援助成金交付決定等通知書(第2号様式)により助成を受ける世帯(以下「助成世帯」という)に通知する。

(助成金の請求)

第7条 助成金の請求は月毎とし、申請者は住宅確保に要した費用を支払った対象の月より3か月目の月末までに災害時居住支援助成金交付請求書(第3号様式)に住宅確保に要した費用の支払いを証する書類を添付して、区長に請求しなければならない。

(助成金の支給)

第8条 区長は、助成金について、前条の規定による請求があったときは、速やかに支給する。

(申請事項の変更)

第9条 助成金の助成決定を受けた申請者は、災害時居住支援助成金交付決定通知書に記載された助成対象期間の開始の日から60日以内に申請事項に変更が生じたときは、速やかに災害時居住支援助成世帯状況等変更届(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出により助成金の交付決定の内容に変更が生じた場合、区長は災害時居住支援

助成変更通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

（助成の取消し）

第10条 区長は、助成世帯が次の各号の一に該当するときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項及び第2項に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により助成を受けたとき。
- (3) この要綱に基づく区長の指示に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項により助成決定を取り消したときは、災害時居住支援助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合、当該取消者が受け取った助成金の全額又は一部を、原則として一括で、期限を定め返還請求をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、過誤により助成金の過払いが生じた場合、区長は当該過払い分について、返還請求をするものとする。

3 前2項による助成金の返還請求は、災害時居住支援助成金返還請求書（第7号様式）により行う。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成20年4月1日以降に発生した災害に適用する。

（附則）

- 1 この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

（附則）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成21年4月1日以降に発生した災害に適用する。平成21年3月31日以前に発生した災害については、なお従前の例による。

（附則）

- 1 この要綱は、平成22年9月30日から施行する。

（附則）

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。